

令和 2 年 4 月 6 日

出入国在留管理庁

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う郵送による在留カードの交付 について

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う諸情勢に鑑み、在留期間更新申請及び在留資格変更許可申請について、当分の間、一部の申請者に対して郵送による在留カードの交付を行うこととしました。

●対象となる方

有効な申請等取次者証明書又は届出済証明書を有する方に在留カードの受領の取次ぎを依頼した方

●必要書類

通知書が届いた場合は、その内容に従い、以下を同封の上、簡易書留にて郵送してください。

① 在留カード（交付を受けている場合）

② 収入印紙を貼付した手数料納付書

※ URL (<http://www.moj.go.jp/content/000099903.pdf>)

※ 必ず手数料納付書に収入印紙が貼付されていること、手数料納付書の署名欄に申請人の署名がなされていることを確認してください。

③ 申請受理票

④ 指定書（在留資格「高度専門職」、「特定技能」、「特定活動」の方で交付を受けている場合のみ、パスポートから外して送付してください。パスポート自体の送付は必要ありません。）

⑤ 送付用封筒（申請書に記載した取次者の住所を記載の上、簡易書留代金分の切手を貼付してください。）

●書類の郵送先

郵送先一覧を参照ください。